

第1回…令和4年3月28日(月)

■事務局からの主な説明内容

項 目	説明内容
公営住宅の概要	公営住宅家賃の仕組みや決定方法、減免制度の概要及び市営住宅の管理状況などを説明

■議論のまとめ

- 詳細な家賃算定、入居者の構成等と照らし合わせた資料等により、年収計算と生活保護基準とを比較することについて確認した。
- 応募倍率の高い団地と低い団体の家賃基準などを確認し、家賃の公平性についても検証することとした。

第2回…令和4年5月27日(金)

■事務局からの主な説明内容

項 目	説明内容
減免後の家賃例	現行の減免制度により算出した減免後家賃について、定期募集で高倍率となっている団地などを例にして説明
減免基準額	生活保護制度の概要や見直しの状況、現行の減免基準額と現在の生活保護基準額で試算した際の減免基準額とを比較し乖離により生じる影響を説明
入居世帯の構成	生活保護法による標準世帯と市営住宅に入居する世帯構成、年齢構成を比較して説明

■議論のまとめ

- 住宅セーフティネットや社会保障を前提に考えた場合に、生活保護基準という国の制度に合わせて減免基準を均衡させることの妥当性や意義について確認した。
- また、生活保護基準と乖離しないよう連動されることを前提として、明らかな課題に直面した際に必要な議論を行い、減免制度のあり方を見直すべきであるとの共通認識に至った。
- 入居者の世帯構成が少人数化しているとしても、8割以上が一般世帯向けに供給されていることを踏まえると、今の標準世帯の考え方を基軸とすることが妥当であることの意見があった。
- 生活保護基準と均衡させることの妥当性について検証するため、他都市の状況や市営住宅入居者の実態に即した形で現在の生活保護基準額で再度試算を行った資料を確認することとした。
- 入居者の実態把握するための参考とするため、アンケート調査を実施することについて確認した。

第3回…令和4年7月13日(水)

■事務局からの主な説明内容

項 目	説明内容
政令市の状況等	政令市の減免基準の設定状況、現在の市営住宅入居者の世帯構成・年齢の平均世帯を基とした現在の生活保護基準で試算した減免基準額の例を説明
最低負担額・全額免除	家賃減免後における最低負担額の考え方と基とした算出基準に差が生じている実態、全額免除の基準と適用世帯の状況について説明

■議論のまとめ

- 多くの政令市（20市中14市）で生活保護基準を参考に家賃減免基準を設定していることを確認するなど、改めて生活保護基準額と連動させることが重要であるとの共通認識に至った。
- 最低負担額の適用世帯の生活への影響はあると考えられるものの、これまでの経緯や公平性の観点からすると現在の基準を反映することは妥当と考えられるとの意見があった。
- 全額免除に関し、対象世帯の状況を把握しているのであれば、特に生活が厳しい人が今も一定数いる中で、全額免除を無くす積極的な理由がなく、継続が適当との認識に至った。

第4回…令和4年9月21日(水)

■事務局からの主な説明内容

項 目	説明内容
負担率・負担区分	現行では本来家賃に対する負担率は90%～40%までの4区分で、減免世帯の8割を超える世帯が負担率40%以下（60%減免）であることを説明
アンケート実施内容	入居者だけではなく、市営住宅以外にお住まいの方も対象に実施すること、設問内容や添付資料の内容、アンケートの回収方法等を説明

■議論のまとめ

- 市民全体に意見を聞くことへの賛同意見があった。
- アンケートの回答方法は、市民に広く話を聞くという視点からウェブ回答の可能性も検討すること、設問の内容を必要な項目に絞って回答率を上げること、文章の言葉遣いを分かりやすくし、丁寧な形で説明することなどの意見があった。

第5回…令和5年3月16日(水)

■事務局からの主な説明内容

項 目	説明内容
アンケート結果	アンケートの回答数、回答内容、自由記載欄の主な意見を説明
負担率・負担区分	過去の家賃負担区分の分布状況と、60%減額の所得0円～28,000円の区分を細分化した試算結果について、平成23年と令和3年を比較した収入分位ごとの平均年収・家賃・負担率等について説明
高倍率・低倍率団地の家賃比較等	応募倍率が高い団地と低い団地の家賃等の比較、その団地の近隣で広さ・間取りが類似している民間賃貸住宅の家賃を説明

■議論のまとめ

- 負担率については偏りが残っているとは言え、これまでの見直しで徐々に改善されてきており、アンケート結果も踏まえると入居者の中でも生活が厳しい世帯の負担をさらに増やすことに疑問を感じる、減免部分だけで受益者負担の適正化を図ることが本当に正しいのかどうかも踏まえ、慎重に考えるべきとの意見があった。
- 立地や築年数によって倍率に差が出ているが、家賃の幅が狭く、その便益の内容が反映された家賃設定になっているのか疑問に感じる。倍率が高くて入居できない団地がある一方で、倍率が低く空いている団地があり、家賃算定自体のあり方に工夫が必要との意見があった。